（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年2月26日

上三川町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				上三川町三本木地内	無	R1年度　～　R5年度	三本木用水組合
○				上三川町川中子地内	無	R2年度　～　R6年度	川中子３区 農地維持組合
○				上三川町多功地内外	無	H30年度　～　R4年度	二号堰環境保全会
○				上三川町上三川地内外	無	R2年度　～　R6年度	三村・坂上 環境保全組合
○				上三川町上蒲生地内外	無	R2年度　～　R6年度	願成寺 環境保全組合
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	